

移動サービスの提供

		住民の状況			
		乗り場まで自力で問題なく歩ける人	乗り場まで自力で歩けるが、歩行が大変な人	乗り場まで自力で歩けない人	肢体不自由者等
公共交通の状況	公共交通が充分	交通事業者が主体 鉄道 路線バス タクシー	タクシー 鉄道 路線バス	タクシー	タクシー（介護タクシー・福祉タクシー）
	市町村が主体	コミュニティバス 乗合タクシー	乗合タクシー コミュニティバス	乗合タクシー	
	市町村・NPO等が主体	自家用有償旅客運送（市町村交通空白、交通空白地）【※1】 互助による輸送【※2】	自家用有償旅客運送（市町村交通空白、交通空白地）【※1】 互助による輸送【※2】	自家用有償旅客運送（市町村交通空白、交通空白地）【※1】 互助による輸送【※2】	自家用有償運送（市町村福祉、福祉有償）【※1】

【※1】導入するためには、「地域公共交通会議」又は「運営協議会」を開催し、地域における関係者の合意を得る必要がある。

【※2】道路運送法が定める輸送の安全や利用者保護の措置が担保されていないので、運行にあたっては十分な安全措置を講じる必要がある。